

基幹統計調査の承認の状況

(令和 2 年 5 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日分)

令和 2 年 6 月 2 5 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農林業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和 2 年調査のうち、まだ終了していない農山村地域調査（農業集落用）の調査方法について、報告者が面接聞き取りの調査を希望した場合は、調査員による報告者に対する面接聞き取りを行うほか、感染症の発生、まん延等に起因し、調査員が報告者のもとを訪問できない場合は、調査員又は地方農政局等の職員が電話による聞き取りを行うことができるよう変更	R 2 . 5 . 1
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和 2 年度調査に限り、以下のとおり変更 ① 調査票の提出期限の変更 学校調査及び卒業後の状況調査の調査票提出期限を 5 月 31 日から 6 月 30 日に、それぞれ変更 ② 調査結果の公表の方法及び期日の変更 従来は、調査結果の一部を調査年度の 8 月頃に学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）として刊行物及びインターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）により公表しているが、令和 2 年度調査に限り、インターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）のみで公表するよう変更	R 2 . 5 . 14

<p>学校教員統計調査</p>	<p>文部科学大臣</p>	<p>承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和元年度調査に限り、調査結果の公表の方法及び期日について、学校教員統計中間報告（学校教員統計調査の結果中間報告）を従来の調査年の翌年7月頃から翌年12月頃に変更</p>	<p>R2.5.14</p>
<p>学校保健統計調査</p>	<p>文部科学大臣</p>	<p>承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年度調査に限り、以下、①～③のとおり変更 ① 調査の実施期間等の変更 調査の実施期間等を毎年4月1日～6月30日から、令和2年4月1日～令和3年3月31日（速報分は令和2年4月1日～9月30日）に変更 ② 調査方法の変更 調査票の提出期限を8月10日から、令和2年4月1日～9月30日実施分は10月12日まで、令和2年10月1日～令和3年3月31日実施分は翌年度4月12日までに変更 ③ 調査結果の公表の期日の変更 令和2年4月1日～9月30日実施分を調査年度の3月頃に「学校保健統計速報（学校保健統計調査の結果速報）」として公表し、その翌年度7月頃に「学校保健統計（学校保健統計調査報告書）」として公表するよう変更 また、報告者における調査票の作成期間を確保するため、令和3年度以降の調査の実施期間について、「毎年4月1日～6月30日」から、「毎年4月1日～7月中旬」に変更</p>	<p>R2.5.18</p>
<p>工業統計調査</p>	<p>総務大臣 経済産業大臣</p>	<p>承認事項の変更 今般の新型コロナウイルス感染症への対応を始め、災害等の発生に伴い、調査員が対面により調査票を配布することが困難な事例が発生した場合は、郵送等による調査票の配布も可とする旨を明記</p>	<p>R2.5.25</p>

牛乳乳製品統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 報告を求める期間の終期については、調査計画上、報告者における調査票の提出期限を記載すべきところ、現行計画では、報告者から調査票の提出を受けた民間事業者が農林水産省に送付する期限を記載していたため、適切な内容に修正	R2.5.28
-----------	--------	---	---------

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。